

神奈川県と関東学院大学との包括連携協定の締結について

神奈川の課題に対応していくため、包括連携協定を締結しました

神奈川県と関東学院大学は、人生 100 歳時代が到来するなど、複雑、多様化している神奈川の課題に適切に対応し、より幅広い分野での連携を図って地域社会の発展に寄与するため、本日包括連携協定を締結しました。

協定において連携して取り組むとしている事項

- 1 人材の育成に関すること
- 2 まちづくり及び地域社会の活性化に関すること
- 3 地域医療の充実、健康の増進・未病を改善する取組及びスポーツの推進に関すること
- 4 教育・研究・文化の振興に関すること
- 5 その他協定の目的を達成するために必要なこと

添付資料

- ・ 資料 1 神奈川県と関東学院大学との連携と協力に関する協定書
- ・ 資料 2 連携して取り組む主な事業分野

問合せ先

神奈川県政策局政策部総合政策課
政策調整担当課長 船山 電話 045-210-3051
大学連携グループ 佐藤 電話 045-210-3081

関東学院大学
広報課係長 鈴木 電話 045-786-7049

神奈川県と関東学院大学との連携と協力に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と関東学院大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 人材の育成に関する事
- (2) まちづくり及び地域社会の活性化に関する事
- (3) 地域医療の充実、健康の増進・未病を改善する取組及びスポーツの推進に関する事
- (4) 教育・研究・文化の振興に関する事
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事

（連携推進会議）

第3条 前条の連携事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成32年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、個別の連携事業に係る事項その他必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月22日

甲 横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事

乙 横浜市金沢区六浦東一丁目50番1号
関東学院大学学長

連携して取り組む主な事業分野

神奈川県と関東学院大学との「連携と協力の協定」が実効あるものとなるよう、人生 100 歳時代が到来するなど、複雑、多様化している神奈川の課題に対して具体的なテーマを設定し、連携協力していきます。また今後、幅広い課題に対し、両者の機能を活かしながら具体的取組を進めていきます。

1. 神奈川県の将来を担う人材の育成

法学部地域創生学科の授業科目「地域創生特論（神奈川）」を開講、明日の神奈川県を担う人材育成を目的とした神奈川県職員等による授業を実施

2. 大学の教育・研究機能との連携による「人生100歳時代の設計図」の取組

若者が人生100歳時代を自らの課題として捉え、考える機会を大学の授業等を通じて設けるとともに、フィールドワークなどを活用した地域課題の解決やコミュニティの活性化に向けた取組を実施

3. 地域医療に貢献する医療人材の育成・確保

看護学部の学生を対象とした、最先端医療の実用化の過程への理解を深めるなど将来の医療人材の育成に資する講座の実施